

四日市市 告示 第81号

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の6の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

平成30年 3月 9日

四日市市長 森 智 広

1. 保管した違法放置物件の名称又は種類、形状及び台数
 - ・車種 自動二輪車
 - ・車名 ヤマハマジェスティ
 - ・塗色 黒色
 - ・形状 スクーター
 - ・初年度登録 不詳
 - ・台数 1台

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時
 - ・放 置 場 所 四日市市浜田町 市道上
 - ・除去した日時 平成29年12月27日 午後2時

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所
 - ・保管を始めた日時 平成29年12月27日 午後2時
 - 保管場所 四日市市安島一丁目 第1保管所

4. 前3号に掲げるもののほか、保管に係る車両の放置期間の把握及び確認期間等返還の参考事項
 - ・放置把握期間 平成29年12月20日ころから平成29年12月27日まで
 - ・放置確認期間 平成29年12月27日から平成29年12月27日まで
起算して1日
 - ・保管期間 除去した日から起算して73日

5. 連絡先
 - 四日市市諏訪町1番5号
 - 四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL059-354-8209